

事務連絡
令和7年1月24日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

令和六年能登半島地震の被災地域における経営事項審査の取扱について

令和六年能登半島地震の被災地域における、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく経営事項審査の有効期間の再延長に関する措置については、「令和六年能登半島地震の被災地域における経営事項審査の取扱について（通知）」（令和6年8月30日付け事務連絡）により通知したところであるが、令和6年国土交通省令第83号に基づき、再延長後の有効期間は令和7年3月31日をもって満了する。

このため、令和7年4月1日からは、有効期間の再延長の対象となっている建設業者においても、法第27条の23第1項の政令で定める建設工事を発注者から直接請け負おうとする場合には、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2の規定に従い、建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、余裕をもって経営事項審査を受審するよう留意されたい。

貴職におかれでは、会員、傘下団体等に周知いただくようお願い申し上げる。

事務連絡
令和6年8月30日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

令和六年能登半島地震の被災地域における経営事項審査の取扱について（通知）

令和六年能登半島地震の被災地域においては、令和6年6月30日まで経営事項審査の有効期間を延長しておりました。同年7月以降、災害復旧工事等の円滑な実施を実現するため、「能登創造的復興タスクフォース」の設置等、建設業をめぐる環境が大きく変化しており、建設業者の公共事業への積極的な参与が求められる一方、一部被災地域の事業者において経営事項審査の受審に必要な書類の作成に遅れが生じる懸念がある状況を鑑み、経営事項審査の有効期間に係る特例的な取扱について、別添のとおり、地方整備局等の担当部長及び都道府県の主管部局長あてに通知しております。

貴職におかれましては、会員、傘下団体等に以下の概要及び留意点を周知いただきますようお願ひいたします。

1. 改正概要

能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）について、特例的に本改正により、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間に限り、令和4年10月28日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた。（建設業法施行規則の一部改正）

2. 留意点

- 被災により未だに経営事項審査を受審できない状況にある者を救済するという特例措置の趣旨に鑑み、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受審できる状況にある場合は、通常の有効期間内での受審を原則とする。
- 本改正による特例期間が終了する令和7年4月1日からは、原則通り規則18条の2の規定に従って1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならぬこととなるため、本特例の対象となる建設業者においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要がある。